◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三一日法律第一七号)

一、提案理由(平成一九年三月九日・衆議院法務委員会)

○長勢国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び執行官法の一部を改正 する法律案につきまして、一括してその趣旨を御説明いたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、その内容は、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入の態勢整備を図る等のため、判事の員数を四十人及び判事補の員数を三十五人増加しようとするものであります。

以上が、これらの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一九年三月一六日)

○七条明君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を四十人、判事補の員数を三十五人、それぞれ増加しようとするものであります。

両案は、去る三月九日本委員会に付託され、同日長勢法務大臣から提案理由の説明を 聴取し、十三日質疑を行い、本日質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも全会一致 をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えておきます。

以上、御報告を申し上げます。

○附带決議(平成一九年三月一六日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 社会・経済情勢の変化に伴い複雑多様化する各種紛争事件の適正・迅速な処理を図るため、裁判所の人的・物的拡充に努めること。
- 二 国民の期待に応える司法制度改革の実施に向け、国民に対し、改革の趣旨の周知徹底に努めること。

三、参議院法務委員長報告(平成一九年三月二八日)

○山下栄一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における 審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正

迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を四十人、 判事補の員数を三十五人、それぞれ増加しようとするものであります。

.....(略)

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、裁判官の人材確保及び養成の在り方、裁判官以外の職員の態勢整備の在り方、法曹養成の現状と展望、執行官の報酬制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可 決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(平成一九年三月二七日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 社会・経済情勢の変化に伴う各種紛争事件の複雑多様化などに対応し、刑事司法の 適正な運用に努める等事件の一層の適正・迅速な処理を図るため、裁判所の人的・物的 拡充に努めること。
- 二 裁判員制度導入の意義を十分に踏まえ、国民の期待に応える同制度の実施に向けて、 国民の参加意識を一層喚起しつつ、司法制度改革の趣旨の周知徹底に努めること。

右決議する。